



1. レジ袋有料化のご協力のお願い

環境問題解決の第一歩

海洋プラスチックごみ問題を含めた環境問題が深刻さを増しています。

政府では環境問題解決に向けて様々な施策を実施、検討しています。

“レジ袋削減”もその一環です。

できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、環境問題解決の一步になるよう、皆様のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

レジ袋有料化 2020 年 7 月 1 日スタート



ただし、前倒しで有料化することを推奨しています。
売値については各事業者様のご判断にお任せします。

環境性能が認められる以下の袋への転換にご協力をお願いします。
以下の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりません、
あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。

プラスチックの
フィルムの厚さが
50マイクロメートル以上のもの

繰り返し使用が可能であることから、
プラスチック製買物袋の
過剰な使用抑制に寄与するためです

海洋生分解性プラスチックの
配合率が100%のもの

微生物によって海洋で分解される
プラスチック製買物袋は、
海洋プラスチックごみ問題対策に
寄与するためです

バイオマス素材の配合率が
25%以上のもの

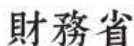
植物由来がCO₂総量を
変えない素材であり、
地球温暖化対策に寄与するためです

消費者向け レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-080180

事業者向け レジ袋有料化お問合せ窓口
☎0570-000930

経済産業省
レジ袋有料化
に関するHP

<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/>





3つの働き方CHANGE!で、笑顔あふれる職場づくりを。

1

有給休暇年5日取得

2

時間外労働の上限規制

3

同一労働同一賃金

ご相談(無料)は「働き方改革推進支援センター」へ

働き方改革 特設サイト

検索



役立つサポート情報や
よくわかる解説動画も!

中小企業の
皆さんへ

働き方改革に取り組むに当たり、 以下の対応はお済みですか!?



<input checked="" type="checkbox"/> 時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。 <small>※36協定の様式が新しくなりました。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届出が必要です。
<input checked="" type="checkbox"/> 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。	<input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳、労働者名簿などを作成・保存する必要があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 非正規雇用労働者の方を雇っている場合は、正規雇用労働者の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。	

よく分からないという方へ、各種サポート(無料)があります!

無料相談窓口	「働き方改革」に関連する様々なご相談にワンストップで対応します! 働き方改革推進支援センター <small>※都道府県労働局、労働基準監督署でも相談支援を行っています。</small>
助成金	各種助成金で生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりなどを支援します! ● 働き方改革推進支援助成金 ● キャリアアップ助成金 ● 業務改善助成金
支援ツール	「働き方改革」を支援する便利なツールや、役立つ情報を提供しています! ● 36協定届作成支援ツール ● 就業規則作成支援ツール https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp サイト内にある入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。 ● パート・有期労働ポータルサイト ● 働き方・休み方改善ポータルサイト https://part-tanjikan.mhlw.go.jp https://work-holiday.mhlw.go.jp

詳しくは



「働き方改革推進支援センター」へのお問い合わせはこちら。(2020年3月時点)

北海道 0800-919-1073	東京 0120-232-865	滋賀 0120-100-227	香川 0800-888-4691
青森 0800-800-1830	神奈川 0120-910-090	京都 0120-417-072	愛媛 0120-005-262
岩手 0120-198-077	新潟 0120-009-229	大阪 0120-068-116	高知 0120-899-869
宮城 0120-97-8600	富山 0120-931-058	兵庫 0120-79-1149	福岡 0800-888-1699
秋田 0120-695-783	石川 0120-319-339	奈良 0120-414-811	佐賀 0120-610-464
山形 0800-800-3552	福井 0120-14-4864	和歌山 0120-731-715	長崎 0120-168-610
福島 0120-541-516	山梨 0120-755-455	鳥取 0800-200-3295	熊本 0120-946-834
茨城 0120-971-728	長野 0800-800-3028	鳥取 0120-514-925	大分 0120-450-836
新潟 0800-800-8100	岐阜 0120-226-311	岡山 0120-947-188	宮崎 0120-975-264
群馬 0120-486-450	静岡 0800-200-5451	広島 0120-610-494	鹿児島 0120-221-255
埼玉 0120-729-055	愛知 0120-552-754	山口 0120-172-223	沖縄 0120-420-780
千葉 0120-17-4864	三重 0120-111-417	徳島 0120-967-951	

受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く) ※詳細は「働き方改革特設サイト」をご覧ください。

3. ジェトロのサービス案内

JETRO 日本貿易振興機構 (ジェトロ)



海外ビジネスを成功に導くジェトロのサービス

JM限定・JM特典にはジェトロ・メンバーズの特典があります。
詳しくは裏面をご覧ください。

情報を集める

▼ジェトロ・ビジネス短信 JM限定

ジェトロの海外事務所が収集した世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを中心に速報記事を毎日メールで配信します。

▼ジェトロ地域・分析レポート JM限定

世界主要国・地域の政治・経済の動向について、ジェトロが独自の視点で行う「分析」記事を毎週メール配信します。

▼ジェトロ世界貿易投資報告 (年刊) JM特典

世界全体と主要国・地域の経済・貿易・直接投資動向を豊富なデータを用いて解説します。

▼ジェトロ貿易ハンドブック (年刊) JM特典

貿易実務の基本、貿易実務用語集、国際ビジネス関係主要機関の連絡先などを収録、貿易実務ご担当者のためのマニュアル。

▼有料セミナー JM特典

国際ビジネスに役立つセミナーを実施。その時々でホットな話題・タイムリーなテーマを取り上げています。

▼WEBセミナー JM特典

国際ビジネス情報に関するセミナー(有料)をライブ/オンデマンド配信します。

▼海外ブリーフィングサービス (無料)

ジェトロ海外事務所の駐在員・専門家が、現地の一般経済事情、ビジネス環境等について情報を提供します。

▼国際ビジネス情報番組「世界は今」(無料)

国際ビジネスに役立つ情報をインターネットを通じ、10分間でお届けします。

<https://www.jetro.go.jp/tv/>

▼国・地域別情報 (無料)

ジェトロが国内外のネットワークを駆使して収集した各国のビジネス情報をウェブサイト上で提供しています。

<http://www.jetro.go.jp/world/>

▼各種無料メールマガジン (無料)

貿易・投資、知的財産権に関する情報や、展示会・セミナー等のイベント情報等、国際ビジネスに欠かせない各種最新情報を定期的にメールにてお届けします。

<http://www.jetro.go.jp/mail/list>

▼ジェトロの使い方ガイド (無料)

ジェトロが提供する各種サービスの活用方法について、各事業担当者が説明します。

相談する

▼貿易・投資の相談サービス (無料)

輸出入を始めたい、海外取引を拡大したい、新たな販路を開拓したいなど、国際ビジネスの様々なシーンで実務に関するご相談を承ります。

▼農林水産物・食品輸出窓口 (無料)

農林水産・食品輸出に関するご相談を、東京・大阪・各地の国内事務所・海外事務所でも受け付けています。

調査する

▼海外ミニ調査サービス JM特典

国際ビジネスへの足がかりとして、外国企業検索や統計資料等のワンポイント情報収集をオーダーメイドで行います。

▼外国企業信用調査 JM限定

外国企業との取引を検討する際に有効な信用調査情報として、海外の専門機関の調査レポートを会員特別料金で提供します。

商談する

▼ビジネスアポイントメント取得 JM限定

具体的な商談を目的として、外国企業とのアポイントメント取得を代行します。

▼ジェトロ・メンバーズ交流会 JM限定

様々な業種・業態の会員企業の交流を目的に開催しています。ビジネスマッチング、人脈づくりにご活用ください。

▼展示会・商談会・海外ミッション JM特典

ジェトロが主催・参加する海外見本市のジャパンブースへの出展をサポートします。ジェトロのネットワークと経験を活かした海外ミッションも実施しています。

学習する

▼貿易実務講座 (座学)

・貿易実務オンライン講座 JM特典
レベル別・テーマ別で、講師の話聞きながらのスクール形式と自分のペースでいつでもどこでも受講できるEラーニング形式があります。貿易の流れや実務など、貿易に必要なさまざまな知識やノウハウが学習できます。

▼各サービスの詳細はこちらをご覧ください

ジェトロ サービス

検索

2020.4



使えば使うほどお得なジェトロ・メンバーズ特典利用

主なサービス料金

2020年4月現在

(料金はすべて税込み)

	サービス名	会員メリット	一般料金	
年間サービス料に含まれるサービス	情報メルマガ	ビジネス短信 (毎日) 地域・分析レポート (毎週) メンバーズ・ニュース (月2回) Food & Agriculture Reports (月2回)	—	
	書籍	ジェトロ世界貿易投資報告	それぞれ1冊ずつご提供	3,190円/冊
		ジェトロ貿易ハンドブック		1,650円/冊
	調査	海外ミニ調査サービス	4ユニット無料、5ユニット以降は20%割引 (ユニット: 調査工数単位) ※	44,000円 /4ユニット
	有料セミナー	会場参加型のセミナー	会員1口あたり1回1名様まで無料 (一部例外あり)	4,000円/回
WEBセミナー		会員1口あたり1回2名様まで無料、 3名様以降は20%割引 (一部例外あり)	4,000円/回	
交流会	ジェトロメンバーズ ビジネス交流会	ジェトロ・メンバーズ限定サービス	—	
メンバーズ限定割引サービス	信用調査	外国企業信用調査	ジェトロ・メンバーズ限定サービス 一般料金の半額程度 (例) 20,350円/アジア地区1企業	
	セミナー	貿易実務講座・ワークショップ講座 (会場参加)	50%割引 (例外あり)	講座により異なる
	オンライン講座	貿易実務シリーズ 「基礎編」「応用編」「英文契約編」 「中国輸出ビジネス編」	10%割引 19,800円～ ※新規会員は会員価格からさらに20%割引	22,000円～
	イベント	展示会・商談会・海外ミッションへの 出展・参加サポート (ジェトロ主催・参加)	10%割引 (会費70,000円が上限※)	イベントにより異なる
	貸しオフィス	海外ビジネス・サポートセンター (BSC) の利用	10%割引	22,000円 ～80,200円
	商談アポ	ビジネス アポイントメント取得	ジェトロ・メンバーズ限定サービス 10,560円/1社1回	—
	出版物	ジェトロ有料出版物の購入	10%割引	出版物により異なる
	広告	ジェトロ発行媒体への広告掲載	10%割引	33,000円～

年会費 77,000円(税込)

※ミニ調査の無料枠4ユニットおよびイベント割引上限の会費相当額は年度単位 (4月～翌3月) で管理します。

問い合わせ：
日本貿易振興機構 (ジェトロ) メンバー・サービスデスク
TEL 03-3582-5176 Email jmember@jetro.go.jp

詳しくはこちらをご覧ください ▼

ジェトロ メンバーズ

検索

<https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

国税庁 - 「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」の公表

国税庁は4月8日、新型コロナウイルス感染症に関する情報を集約している「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」のページに、以下のFAQを掲載しました。

■ 法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況を踏まえると、これから申告期限を迎える法人の中には期限までに申告等が困難な法人も多いものと考えられます。このFAQはこれらの法人のために取りまとめられたもので、以下の4問のFAQにより、個別の申告期限延長の手続等が解説されています。

問1. どのような場合に法人は個別延長が認められますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、その法人の申請により期限の個別延長が認められますが、その「やむを得ない理由」についてはたとえば以下のようなケースが該当することが示されています。

- (1) 法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したケース
- (2) 次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケース
 - ・ 体調不良により外出を控えている方がいること。
 - ・ 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること。
 - ・ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること。
 - ・ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること。

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には個別に申告・納付期限の延長が認められるとのことです。

問2. 個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告・納付することが困難な法人については、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2ヵ月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなりますが、法人の申告書等を作成・提出することが可能となった時点で申告を行えばよい旨が示されています。

問3. 申請や届出など、申告以外の手続も個別延長の対象となりますか。

法人税や消費税、源泉所得税に係る各種申請や届出など、申告以外の手続についても、新型コロナウイルス感染症の影響により提出が困難な場合には、個別に期限延長の取扱いがなされる旨が記載されています。

問4. 個別延長する場合には、どのような手続が必要となりますか。

個別延長の適用を受けるためには、別途申請書等を提出する必要はなく、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記すれば足りることが示されています。

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。

全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp